

報 告 書

1. 日 時 平成29年11月7日(火)～9日(木)

2. 視 察 先
 - (1) 埼玉県草加市
 - ・ 認知症検診について
 - (2) 東京都稲城市
 - ・ 稲城市市民活動ポイント制度について
 - (3) 東京都東村山市
 - ・ 東村山市版株主総会について

3. 参 加 者

委員 長	吉 津 弘 之
副委員 長	江 原 達 也
委 員	三 輪 徹
委 員	長 尾 実
委 員	岩 藤 睦 子
委 員	橋 本 憲 治
委 員	綾 城 美 佳

4. 随 行 者 佐 伯 加 寿 馬

5. 視 察 概 要 別紙のとおり

(1) 埼玉県草加市

- ・ 対 応 草加市役所健康福祉部長寿支援課 課長 坂田幸夫
草加市役所健康福祉部長寿支援課 主幹 小林恵美子
草加市役所健康福祉部長寿支援課 主事 秋山佳菜
- ・ 日 程 平成29年11月7日(火) 14:30~16:00
- ・ 場 所 草加市役所 第二庁舎 4階
- ・ 視察内容

■ 認知症検診について

別紙資料に沿って、事業概要について担当者より説明を受けた。

埼玉県草加市では『草加市認知症検診』について視察を行いました。草加市では認知症の早期発見、早期対応に向けた取り組みとして平成26年度から草加市認知症検診を始めました。認知症はいったん正常に発達した知的機能が持続的に低下し、複数の認知障害があるために社会生活に支障をきたすようになった状態のことを言います。草加市では、草加八潮医師会が、2013年から認知症検診準備委員会を設立。市との連携が不可欠とのことで、その後、市も準備会に参加し、対象要件、委託料、認知症検診チェック票などの協議を重ね、2014年に草加医師会と連携して事業が開始となりました。

認知症検査に使われる「長谷川式」では項目も多く、記入に30分以上かかってしまうことから、より簡易な方法として独自に16項目の「脳健康度チェック票」を作成し、日頃かかりつけの病院で、チェック票に記入し、それをもとに医師の問診を受け、より詳しい検査が必要な状態と判断した場合には、2次医療機関につなげるシステムをとっています。

本市においても少子高齢化が進み認知症の方々が増えてくることが予想されます。認知症の早期発見、早期対応は地域で認知症の方々とその家族を支えるためにも非常に重要です。認知症を早期に発見し、早期に対応することで認知症の進行を遅らせ家族の混乱を防ぎ地域で安心して暮らせるようにできます。この事業は本市においても大変参考になる事業でした。

(2) 東京都稲城市

- ・ 対 応 稲城市役所 市民部 市民協働課
- ・ 日 程 平成29年11月8日(水) 13:30~15:00
- ・ 場 所 稲城市議会委員会室
- ・ 視察内容

■ 稲城市市民活動ポイント制度について

別紙資料に沿って、事業概要について担当者より説明を受けた。

東京都稲城市では『稲城市市民活動ポイント制度』について視察をおこないました。この事業は活動の参加者へのポイント配布を通じて、市民の活動への参加意欲を促し、また活動に参加する人々の出会いづくりや地域の活性化を図るために導入された制度です。平成23年11月に稲城市市民活動ポイント制度認定審査会を立ち上げ、平成24年度11月に総務委員会において本実施に向けた方向性について報告し、平成25年度4月より実施を開始しました。

本事業の特徴は市民と市の協働事業であることを前提としており、対象事業は『認定審査会』の審査に付した上で市が決定することになっています。市民がこの制度の対象となる事業に参加した場合、一人一回の活動につき1ポイントを付与することになっており、10ポイントを貯めた者は、そのポイントを現金1000円と交換できるようになっています。本市においても、ポイント制度の導入によって、市民によるボランティア活動が一気に活発化すると期待することはできないかもしれませんが、本市の20年後、30年後を見すえたとき、次の世代がごく自然にボランティア活動にかかわることのできる風土を築いていくことが何よりも重要であると感じます。本市においても今後の課題として大変参考になる事業でした。

(3) 東京都東村山市

- ・ 対 応 東村山市 経営政策部 企画政策課 課長 笠原貴典
東村山市 経営政策部 総合戦略推進担当 主幹 袖場康男
- ・ 日 程 平成29年11月9日(木) 9:30~11:30
- ・ 場 所 東村山市議会委員会室
- ・ 視察内容

■東村山市版株主総会について

別紙資料に沿って、事業概要について担当者より説明を受けた。

東京都東村山市では『東村山版株主総会』について視察を行いました。「東村山市版株主総会」とは市民を「株主」に見立て、株主総会を開催することで、事業の報告を行い、市民か意見、評価をもらう試みで、住民基本台帳から18歳以上の市民3,000人を無作為に抽出し、案内状を送付。そのうち参加の申し込みをした市民が出席し、市民皆さんが個人の感じ方によって5段階で評価しその平均点を算出しその評価を市長の期末手当の支給額等に反映させる事業です。案内状を受け取った方のうち、参加申し込みをいただける方を5%程度と想定しており、平成26年度までは2,000人の方に案内を送付していたが、これまでの開催実績を踏まえ、より定員の100人に近い人数の市民にの方に参加してもらいたく平成27年度から3000人に拡大しました。平成23年度は84名、24年度は83名、25年度は75名、26年度は57名、27年度は87名、28年度は98名の方から参加申し込みがありました。市民による評価結果を市長の期末手当の支給額に反映させる仕組みについては、たとえ評価結果により減額が決まったとしても、市長の期末手当の支給額を変えるためには、議会において条例改正が必要であり、「東村山市版株主総会」の評価だけでは難しいが、市長が決算や施策の成果などすべてを市民に対して説明する所には市長の事業に対する思いの強さを感じた。実際には市政報告会の意味合いが強いが、大変参考になる事業でした。